

平成 22 年第 4 回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示.....	3 1
平成 22 年第 4 回常陸太田市議会定例会会期日程.....	3 2
第 1 号 9 月 7 日 (火)	
○議事日程 (第 1 号)	3 3
○本日の会議に付した事件.....	3 4
○出席議員.....	3 4
○説明のため出席した者.....	3 5
○事務局職員出席者.....	3 5
開 会.....	3 5
開 議.....	3 5
○会議録署名議員の指名.....	3 5
○諸般の報告.....	3 6
○日程第 1 会期の決定.....	3 9
○日程第 2 報告第 9 号ないし報告第 10 号 (一括上程)	3 9
提案理由説明.....	3 9
○日程第 3 議案第 43 号ないし議案第 50 号 (一括上程)	4 0
提案理由説明.....	4 1
○日程第 4 議案第 51 号ないし議案第 62 号 (一括上程)	4 6
提案理由説明.....	4 6
○日程第 5 議案第 63 号ないし議案第 73 号 (一括上程)	5 6
提案理由説明.....	5 6
散 会.....	6 2
第 2 号 9 月 9 日 (木)	
○議事日程 (第 2 号)	6 3
○本日の会議に付した事件.....	6 3
○出席議員.....	6 3
○説明のため出席した者.....	6 3
○事務局職員出席者.....	6 3
開 議.....	6 4
○諸般の報告.....	6 4
○日程第 1 一般質問 6 番 平山 晶邦君.....	6 4

2 番 赤堀 平二郎君.....	7 2
9 番 深谷 秀峰君.....	7 6
5 番 鈴木 二郎君.....	8 3
2 2 番 宇野 隆子君.....	9 0
散 会.....	1 0 4

第3号 9月10日(金)

○議事日程(第3号).....	1 0 5
○本日の会議に付した事件.....	1 0 5
○出席議員.....	1 0 5
○説明のため出席した者.....	1 0 5
○事務局職員出席者.....	1 0 5
開 議.....	1 0 6
○日程第 1 一般質問 7 番 益子 慎哉君.....	1 0 6
4 番 深谷 渉君.....	1 1 3
8 番 菊池 伸也君.....	1 2 4
散 会.....	1 3 0

第4号 9月13日(月)

○議事日程(第4号).....	1 3 1
○本日の会議に付した事件.....	1 3 1
○出席議員.....	1 3 1
○説明のため出席した者.....	1 3 1
○事務局職員出席者.....	1 3 2
開 議.....	1 3 2
○日程第 1 議案質疑 報告第9号ないし議案第73号(一括上程).....	1 3 2
質 疑 6 番 平山 晶邦君.....	1 3 2
質 疑 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 3 5
○日程第 2 請願第6号ないし請願第7号.....	1 4 4
散 会.....	1 4 4

第5号 9月22日(水)

○議事日程(第5号).....	1 4 5
○本日の会議に付した事件.....	1 4 5
○出席議員.....	1 4 5
○説明のため出席した者.....	1 4 6

○事務局職員出席者.....	1 4 6
開 議.....	1 4 6
○日程第 1 委員長報告 議案第 4 3 号ないし議案第 7 3 号 請願第 6 号ないし請願第 7 号	
総務委員長 益子 慎哉君.....	1 4 6
文教民生委員長 深谷 秀峰君.....	1 4 7
産業建設委員長 高星 勝幸君.....	1 4 7
決算特別委員長 益子 慎哉君.....	1 4 8
質 疑 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 4 9
討 論 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 5 1
採 決.....	1 5 3
○日程第 2 議案第 7 4 号ないし議案第 7 6 号.....	1 5 7
提案理由説明.....	1 5 7
採 決.....	1 5 8
○日程第 3 議員提案第 6 号.....	1 5 9
提案理由説明.....	1 5 9
討 論 2 番 赤堀 平二郎君.....	1 6 0
採 決.....	1 6 1
○日程第 4 議員派遣について.....	1 6 1
○日程第 5 所管事務調査について.....	1 6 1
○追加日程 議員提案第 7 号.....	1 6 2
提案理由説明.....	1 6 2
討 論 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 6 3
採 決.....	1 6 4
○追加日程 議員提案第 8 号.....	1 6 4
提案理由説明.....	1 6 4
採 決.....	1 6 6
閉 会.....	1 6 7

資 料

議案等委員会付託表.....	1 6 9
請願文書表(第 1 号).....	1 7 0
一般質問発言通告者及び発言要旨.....	1 7 1
総務委員会審査報告書.....	1 7 4
文教民生委員会審査報告書.....	1 7 5
産業建設委員会審査報告書.....	1 7 7

決算特別委員会審査報告書.....	179
総務委員会所管事務調査について.....	181
文教民生委員会所管事務調査について.....	182
産業建設委員会所管事務調査について.....	183
議会運営委員会所管事務調査について.....	184
安心・安全な国民生活実現のため，国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書...	185
「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書.....	186
子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書.....	187

常陸太田市告示第106号

平成22年第4回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年8月31日

常陸太田市長 大久保 太 一

1. 期 日 平成22年9月7日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成22年第4回常陸太田市議会定例会会期日程

平成22年9月7日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
9月 7日	火	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明
9月 8日	水	休 会	
9月 9日	木	本 会 議	1.一般質問
9月10日	金	本 会 議	1.一般質問
9月11日	土	休 会	
9月12日	日	休 会	
9月13日	月	本 会 議	1.議案質疑 2.委員会付託
9月14日	火	委 員 会	1.総務委員会 2.文教民生委員会
9月15日	水	委 員 会	1.産業水道委員会
9月16日	木	委 員 会	1.決算特別委員会
9月17日	金	委 員 会	1.決算特別委員会
9月18日	土	休 会	
9月19日	日	休 会	
9月20日	月	休 会	
9月21日	火	休 会	
9月22日	水	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成22年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成22年9月7日(火)

議事日程(第1号)

平成22年9月7日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 9 号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第 10号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第 4 3号 常陸太田市霊園墓地の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 4 4号 常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 4 5号 常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 4 6号 常陸太田市火災予防条例の一部改正について
議案第 4 7号 常陸太田市過疎地域自立促進計画について
議案第 4 8号 常陸太田市道路線の廃止について
議案第 4 9号 常陸太田市道路線の変更について
議案第 5 0号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 5 1号 平成21年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 2号 平成21年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 3号 平成21年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 4号 平成21年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 5号 平成21年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 6号 平成21年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 7号 平成21年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 8号 平成21年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 9号 平成21年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 1 号 平成 2 1 年度常陸太田市水道事業会計決算認定について
- 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について
- 日程第 5 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 6 号 平成 2 2 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 7 号 平成 2 2 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 8 号 平成 2 2 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 9 号 平成 2 2 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 0 号 平成 2 2 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 1 号 平成 2 2 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 2 号 平成 2 2 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 3 号 平成 2 2 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 9 号ないし報告第 1 0 号（一括上程・報告案件説明）
- 日程第 3 議案第 4 3 号ないし議案第 5 0 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 4 議案第 5 1 号ないし議案第 6 2 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第 6 3 号ないし議案第 7 3 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

議 長	茅 根 猛 君	副議長	山 口 恒 男 君
1 番	藤 田 謙 二 君	2 番	赤 堀 平 二 郎 君
3 番	木 村 郁 郎 君	4 番	深 谷 涉 君

5番	鈴木二郎君	6番	平山晶邦君
7番	益子慎哉君	8番	菊池伸也君
9番	深谷秀峰君	10番	高星勝幸君
11番	荒井康夫君	12番	成井小太郎君
14番	片野宗隆君	15番	福地正文君
17番	川又照雄君	18番	後藤守君
19番	黒沢義久君	20番	沢畠亮君
21番	高木将君	22番	宇野隆子君

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	副市長	梅原勤君
教育長	中原一博君	総務部長	大森茂樹君
市民生活部長	豊田紀雄君	保健福祉部長	安田隆君
産業部長	江幡治君	建設部長	菊池拓夫君
会計管理者	岡部芳雄君	水道部長	大和田猛君
消防長	菊池勝美君	教育次長	川上明文君
秘書課長	宇野智明君	総務課長	山崎修一君
監査委員	中村弘君		

事務局職員出席者

事務局長	時野谷彰	副参事兼総務係長	吉成賢一
主査兼議事係長	関勝則		

午前10時開会

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成22年第4回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（茅根猛君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

2番 赤堀平二郎君 14番 片野宗隆君

の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（茅根猛君） 諸般の報告をいたします。

地方自治法第233条第5項の規定により、平成21年度常陸太田市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、監査委員から、平成22年8月の例月現金出納検査の結果が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	大森 茂樹 君
市民生活部長	豊田 紀雄 君	保健福祉部長	安田 隆 君
産業部長	江幡 治 君	建設部長	菊池 拓夫 君
会計管理者	岡部 芳雄 君	水道部長	大和田 猛 君
消防長	菊池 勝美 君	教育次長	川上 明文 君
秘書課長	宇野 智明 君	総務課長	山崎 修一 君
監査委員	中村 弘 君		

以上、15名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

議長（茅根猛君） この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成22年第4回市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。日ごろから市政の進展と円滑な運営のために格別なるご高配をいただいております。この機会に改めまして心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、9月に入りまして1週間が過ぎましたが、連日厳しい暑さが続いております。気象庁の発表によりますと、今年の6月から8月までの全国の平均気温は、平年より1.64度高く、明治31年の統計開始以来、113年間で最も暑い夏となったところでございます。特に8月は、平年を2.25度も上回る猛暑で、この暑さは今月中旬まで続くと思われております。市民の皆様には十分な体調管理をお願いしたいと存じます。

それでは、幾つかご報告を申し上げます。

初めに、日本最古の地層の発見についてでございます。

日立市郷土博物館特別専門委員の田切美智雄茨城大学名誉教授の研究チームの分析によります

と、日本最古の約5億1,100万年前のカンブリア紀の地層が、当市内長谷町の茂宮川最上流部で発見されまして注目を集めております。この研究結果につきましては、今月18日から富山大学で開催される日本地質学会で発表されることになっております。日本列島の形成過程を研究する上で非常に意義ある発見だと言われているところでございます。

発見されましたこの地域は国有林でございますので、茨城森林管理署とも協議の上、この保護について、これから手を打っていきたいと考えております。

次に、市政の課題や事業の経過などについてご報告申し上げます。

1点目は、新聞等で報道されています100歳以上の高齢者の所在確認についてでございます。市内に住民登録をされている100歳以上の方40人に対して職員が戸別訪問等により調査をいたしました。すべての方の所在が確認できております。

2点目は、住民登録はないものの、戸籍上では生存しているいわゆる「戸籍上生存」についてでございますが、本市には100歳以上で該当が228件ございますが、今後詳しく調査をいたしまして、法務局と調整を図りながら対応を進めてまいりたいと考えます。

次に、主な施策の取り組み状況についてご報告いたします。

1点目は、少子化人口減少対策における子育て家庭に対する経済的な支援状況でございます。

まず、民間賃貸住宅に住む新婚家庭に対する家賃の助成ですが、これまでに15件の申請がありまして、随時交付決定を行っております。月額1万円を上限として年度末に一括して助成いたします。

中学3年生までの医療費助成につきましては、昨年度から市が独自に取り組みを進めた事業でございますが、今年度は当初の3カ月で小中学生合わせて1万790件、1,796万円を支給してきたところでございます。

不妊治療費助成や乳児おむつの購入費助成につきましても昨年度から継続して実施をしております。不妊治療費につきましては、1回の治療につき10万円を限度に年2回、通算で5年間の助成となりますが、8月までに3件、30万円を助成しております。乳児おむつの購入費助成につきましては、乳児一人につき2万円を限度に助成し、8月までに117件、224万円を助成したところでございます。

2点目は、結婚推進と子育て支援の拠点づくりについてでございます。

初めに、8月7日に開設いたしました結婚相談センター「YOU愛ネット」でございますが、結婚相談や相手の紹介、イベント案内など男女の出会いをサポートしている事業でございます。オープンから1ヶ月が経過いたしました。結婚を希望される方や独身の子を持つ親などから164件の相談、問い合わせを受けております。会員登録数につきましては、男性が24人、女性が4人で、これまでのNPO法人「グリーンピュア常陸太田」への会員登録を含めると、男性が84人、女性が36人になっております。今後とも会員の増加と結婚成立に向けた努力をしていきたいと考えております。

次に、「子育てを地域みんなで支える広場」でございますが、8月10日に開設をいたしました。親子相互の交流と子育てに関する相談を行っております。これまでに地域のボランティアの

ご協力のもと2回開催いたしましたし、延べ9組、26人が参加をいただいているところでございます。さらに拡大を図っていきたいと思っております。

3点目は、常陸太田駅周辺地区と道路関係の整備状況についてご報告いたします。常陸太田駅周辺地区につきましては、既に駅前広場の整備を進めておりますが、先月上旬からは、観光案内所や多目的スペースを備える新しい駅舎の整備にも着手をしたところでございます。これから整備を進めますと、駐車場や駐輪場を含めて来年3月には完成の予定でございます。

次に、都市計画道路木崎稲木線につきましては、金井町の国道349号バイパスと木崎1町の日立笠間線を結ぶ幹線道路でございますが、その一部であるトンネルにつきましては、長さが128メートルでございますが、まもなく貫通する見込みでございます。早期の供用開始に努めてまいりたいと思っております。

4点目は、地球温暖化防止対策の太陽光発電設備等設置補助事業についてご報告いたします。この事業は、エネルギー効率が高く温室効果ガスの排出抑制につながる太陽光発電システムと高効率給湯器の設置者に対する助成でございますが、8月末で太陽光発電システム19件、給湯器172件の交付決定を行いまして、1,182万円を助成をしたところでございます。市民の皆様への環境保全に対する期待の大きさと意識の高さを感じられます。なお、今年度中、今後の申し込み者に対しましても助成をしてみたいと考えておりまして、補正予算のご提案を申し上げたところでございます。

5点目は、複合型交流拠点施設の整備についてでございます。複合型交流拠点施設の整備状況概要につきましては、交流人口の拡大と地産地消、農林畜産業の推進、情報発信機能の強化と雇用の創出などを目的といたしまして、市民関係機関の代表、専門の方々で構成いたします整備検討委員会で検討を進めてきたところでございます。その内容につきましては、これまでの説明で不備なところもございまして、この後の全員協議会で報告をさせていただきます。

次に、本市の平成21年度の一般会計の決算でございますが、実質単年度収支は4億9,200万円の黒字となっております。しかし、市税の徴収率は前年度に比べ0.6ポイント減の87.9%となっております。また、収入未済額も前年度より増額し、財政力指数も前年度比で0.004ポイント減の0.449となっておりますので、計画的な納税指導、あるいは効率的な徴収体制の整備等を図りながら自主財源の確保に努めてまいります。

なお、一般会計においては、地方交付税の増額や起債の抑制、人件費や事務経費の削減など、効率的な財政運営を進めたことなどによりまして、実質公債費比率は1.1ポイント減の12.6%、将来負担比率は14.2ポイント減の64.4%と改善することができました。引き続き行財政の合理化、効率化を念頭におきまして、限られた財源を有効に活用しながら市税運営をしてみたいと考えます。

次に、今回提案いたします一般会計補正予算につきましては、地方財政法に基づく歳計剰余金の積み立て、先ほど申し上げました太陽光発電設備等設置費補助金の追加分、観光物産会館開設と水戸徳川家墓所保存に伴う整備費などを計上いたしました。

最後に、本日提案いたします案件でございますが、健全化判断比率及び資金不足比率の報告各

1件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、過疎地域自立促進計画1件、市道路線の廃止、変更並びに認定各1件、平成21年度各会計の決算認定12件、平成22年度一般会計及び特別会計の補正予算11件、合わせまして33件でございます。なお、今会期中に人事案件3件を追加提案する予定でございますので、あらかじめご承知いただきたいと存じます。

各議案の提案理由などにつきましては、議題となりましたときに、副市長及び担当部長からそれぞれご説明を申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり承認、可決、認定、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして招集のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（茅根猛君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から9月22日まで16日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日まで、16日間と決定いたしました。

日程第2 報告第9号ないし報告第10号

議長（茅根猛君） 次、日程第2、報告第9号平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第10号平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは説明をさせていただきます。

最初に報告第9号でございます。1ページをお開きいただきます。報告第9号平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度決算に基づき算定した健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成21年度の健全化判断比率について監査委員の意見を付しまして議会に報告し、住民に公表するものでございます。

2ページをお開き願います。平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、まず、実績赤字比率でございますが、これは一般会計の実質収支が赤字となった場合の赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。平成21年度一般会計実質収支は、7億578万5,296円

の黒字で決算しておりますので該当がございません。これに係る早期健全化基準は12.70%となっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、全会計における実質収支の赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましてもすべての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、同じく該当がございません。これに係る早期健全化比率は17.70%となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、これは一般会計が負担した実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございます。実質的公債費は、公営企業会計や一部事務組合、地方公社、第三セクター等の償還のうち、一般会計が負担した額を含めたものとなっております。なお、この比率は、平成19年度決算から21年度決算までの3カ年平均となっております。この比率につきましては12.6%となっており、早期健全化比率基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。将来負担には一般会計の地方債現在高だけでなく、職員の退職手当引当金や公営企業会計一部事務組合、地方公社、第三セクターなどの負債のうち、一般会計が将来負担すべき額を含めたものでございます。この比率につきましては64.4%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っております。これらの基準を1つでも上回った場合、早期是正措置として財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て県知事に報告することになります。

なお、参考といたしまして、健全化判断比率の算出シートを提出させていただきました。平成22年9月7日提出、市長名でございます。

3ページからは、監査委員の意見書でございます。

続きまして、報告第10号でございます。

7ページをお開きいただきます。報告第10号平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度決算に基づき算定した資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

8ページをお開きいただきます。平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告についてでございますが、これは公営企業における資金不足額が料金収入などの事業規模に対してどの程度になっているかの比率でございます。資金不足額は一般会計の実質赤字に相当するものでございます。これにつきましては、すべての公営企業会計において資金不足が生じておりませんので該当がございません。これらに係る経営健全化基準は20.0%となっております。

この基準を超えた場合、企業ごとに経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て県知事に報告することになります。平成22年9月7日提出、市長名。

9ページからは監査委員の意見書でございます。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

日程第3 議案第43号ないし議案第50号

議長（茅根猛君） 次、日程第3、議案第43号常陸太田市霊園墓地の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第44号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第45号常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第46号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第47号常陸太田市過疎地域自立促進計画について、議案第48号常陸太田市道路線の廃止について、議案第49号常陸太田市道路線の変更について、議案第50号常陸太田市道路線の認定について、以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは、議案書11ページをお開きいただきます。

議案第43号常陸太田市霊園墓地の設置及び管理に関する条例の制定について、常陸太田市霊園墓地の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。平成22年9月7日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、市営霊園墓地の一体的な整備及び管理を図るため、本条例を制定するものでございます。市営墓地につきましては、常陸太田地区、金砂郷地区、水府地区及び里美地区のそれぞれにおいて、合併後も旧市町村の条例を引き続き適用してまいりましたが、今回これらの条例を統一するものでございます。特に使用料の市外在住者の割り増しや墓地使用料の還付、さらには管理料等についての考え方を整理いたしました。

12ページをお開きいただきます。各条文を説明いたします。第2条でございます。名称及び位置でございます。瑞龍霊園以下17霊園でございます。名称につきましては、すべて「霊園」に統一をいたしました。

13ページに移りまして、第3条から8条までが使用の手続及び使用に当たっての制限、禁止事項等でございます。9条は区画の種別でございます。

14ページから15ページに、第10条使用料の規定でございます。市外在住者の使用料につきましては、第2項に規定しておりますが、3割増で統一をいたしました。第11条で使用料を還付できる場合の条件を規定しております。12条は管理料でございます。管理料の考え方といたしましては、各霊園ごとに公共用地の除草や公益施設の維持管理に必要な経費を受益者負担の原則に基づきご負担をいただくことといたします。本条例の施行規則で各霊園の管理料を定めております。

18ページから39ページにかけて施行規則がございますのでご参照いただきたいと思います。特に管理料につきましては、24ページをごらんいただきたいと思います。24ページの別表として各霊園の管理料を示してございます。

15ページに戻りまして、第13条から16ページの各条文につきましては、使用許可の取り消しや手数料についての定めでございます。

附則で平成23年4月1日から施行するとしてございます。

続きまして、40ページをお開きいただきます。議案第44号常陸太田市農業集落排水処理施

設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成22年9月7日提出，市長名。

提案理由でございます。農業集落排水処理施設の使用料の見直しを行うため，本条例の一部を改正するものでございます。

42ページの新旧対照表をごらんいただきます。附則第2項の経過措置。内容は各地区ごとの使用料についての措置の規定でございます。これを削除するものでございます。これまで使用料体系及び使用料の額につきましては統一されていませんでしたので，市民負担の公平性の確保及び合併に係る事務事業の未調整項目であるため，今回使用料体系を水道使用量に基づく従量制に統一することに伴うものでございます。

次に，43ページをごらんいただきます。別表3の使用料の額でございます。使用料の額につきましては，使用料が割高とならないよう超過料金区分を見直し，10立方メートルを超え30立方メートルまでの分を1立方メートルにつき170円に，30立方メートルを超え50立方メートルまでの分を1立方メートルにつき180円に見直すものでございます。

41ページに附則がございます。この条例は23年4月1日から施行することとしてございます。

続きまして，44ページをお開きいただきます。議案第45号常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成22年9月7日提出，市長名。

提案理由でございます。地域下水道の使用料の見直しを行うため，本条例の一部を改正するものでございます。

47ページの新旧対照表をごらんいただきます。これまで使用料体系及び使用料の額は，公共ます1個，人数割となっておりました。基本料金が公共ます1個につき1,500円，人数割10人以下は1人当たり400円，人数割10人を超えた場合は，1人当たり200円となっておりましたが，市民負担の公平性の確保のため，農業集落排水の考え方と同様に，今回水道使用量に基づく従量制にするものでございます。

まず，目次でございますが，各条文の整理に伴い変更するものでございます。続きまして，そのページ，47ページの下段15条は，使用料算定の基準日を定めるものでございます。

続きまして，48ページをごらんいただきますが，16条には使用料の額，17条には中途使用等の場合の基本料金の額，第18条には汚水排除量の認定を追加するものでございます。以下は，16条から22条までを3条ずつ繰り下げるものでございます。

49ページをごらんいただきます。別表第2の使用料の額でございます。基本料金汚水排除量10立方メートルまで1,500円，超過料金10立方メートルを超え30立方メートルまでの分を1立方メートルにつき150円，30立方メートルを超え50立方メートルまでの分を1立方メートルにつき160円，50立方メートルを超え100立方メートルまでの分を1立方メートル

ルにつき170円，100立方メートルを超える分を1立方メートルにつき180円に改めるものでございます。

46ページに附則でございますが，平成23年4月1日から施行することといたしております。

続きまして，50ページをお開きいただきます。議案第46号常陸太田市火災予防条例の一部改正についてでございます。常陸太田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成22年9月7日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが，対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成22年3月30日に公布，その一部が同年12月1日から施行されること等に伴いまして，本条例の一部改正を行うものでございます。

53ページをお開きいただきます。新旧対照表でご説明いたします。第8条の3第1項及び第2項でございますが，燃料電池発電設備の安全確保の基準でございます。既に実用化されております固体高分子形燃料電池，リン酸形燃料電池，溶解炭酸塩形燃料電池に加えまして，技術の進展により新たに固体酸化物形燃料電池が出現いたしましたことから，これを燃料電池発電設備に加えたものであります。

54ページに移りまして，第29条第3号，4号，5号でございますが，これにつきましては，消防用設備に関する省令の一部改正により所要の規定の整備を行うものであります。

続きまして，第37条の3でございます。カラオケボックスやインターネットカフェなどの個室型店舗につきましては，避難所の観点から従来より避難通路に面する戸は外開き戸とするように行政指導が行われてきましたが，これを新たに条文化したものでございます。

附則の1で，平成22年12月1日から施行いたしますが，一部につきましては，平成23年9月1日から施行するものでございます。

続きまして，56ページをお開きいただきます。議案第47号常陸太田市過疎地域自立促進計画についてでございます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき，別紙のとおり常陸太田市過疎地域自立促進計画を定めるため議会の議決を求める。平成22年9月7日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが，平成22年度から平成27年度までにおける過疎地域の自立促進を図るため，常陸太田市過疎地域自立促進計画を定めるものであります。

ご承知のように，本市は平成16年12月1日に金砂郷町，水府村，里美村と合併をいたしました。合併後におきましても3地域が過疎地域とみなされることになりましたので，過疎自立促進特別措置法に基づく計画を策定し，3地域の生活基盤や情報基盤の整備，医療の確保，地域資源を生かした産業の振興などの諸施策を推進してきたところでございます。

本年3月の国会におきまして，平成22年3月31日までとなっておりました過疎法の執行期間を6年間延長する法律が可決成立いたしましたので，平成22年度から平成27年度までを計画期間とする新たな計画を策定するものでございます。平成21年度までの過疎対策の取り組み

状況やそれぞれの地域が抱えている課題などを踏まえながら、過疎対策の継続性を重視し、とりわけ今回は、新たな特別措置として過疎対策事業債の充当が可能となりましたソフト対策に重点を置いて策定をいたしました。

58ページをお開きいただきます。策定の趣旨及び対象地域でございます。

59ページをお開きいただきます。目次でございますが、本計画書の全体の構成をお示ししてございます。

60ページから63ページまでが基本的な事項の中で、常陸太田市の自然条件や歴史的条件、交通や産業などの社会的条件、過疎対策の状況、あるいは社会経済的発展の方向などをまとめてございます。

64ページから67ページまでが人口及び産業の推移と動向を、それから、68ページから71ページまでが行財政の状況を、それぞれ統計指標などをお示ししながらまとめてございます。

72ページ、74ページにつきましては、自立促進の基本方針でございます。産業の振興以下8項目について、それ以後の74ページからお示しする過疎対策の具体的な施策について、その方向性をまとめております。計画期間につきましては、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間でございます。

74ページ以降99ページまでにつきましては、ただいま基本方針としてお示ししました産業振興以下、それぞれの項目ごとに現況と問題点、その対策、さらには具体的な計画、事業名や事業内容などをまとめております。

100ページ、101ページにつきましては、過疎地域自立促進特別事業、いわゆる今回の制度拡充によりまして、過疎対策事業債の充当が可能となったソフト事業についてまとめて歳計をいたしております。

以上、議案第47号の説明をさせていただきました。

続きまして、102ページをお開きいただきます。議案第48号常陸太田市道路線の廃止についてでございます。常陸太田市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。平成22年9月7日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、道路改良工事及び路線の見直し等に伴い、市道路線を廃止するものでございます。

103ページから108ページにかけては、廃止いたします71路線の路線名、起点、終点、幅員、延長を記載してございます。廃止となります総延長距離は1万1,921メートルとなります。

市道路線廃止理由の1点目といたしましては、市道路線見直しによる路線廃止でございます。市道路線見直しにつきましては、現在の市道路線が昭和62年3月に一括認定されまして、その後毎年補正をいたしてはありましたが、今回改めて全体的な見直しを行うものでございます。今回は太田地区の見直しを行うものでございまして、この見直しは65路線でございます。

内容といたしましては、道路幅員が狭く、市民の日常生活に利用されていない路線につきまして現地調査を行い、見直しを行ったものでございます。

なお、金砂郷地区、水府地区、里美地区につきましても、今後市道路線の見直しを行ってまいる予定でございます。

市道路線廃止理由の2点目といたしましては、他市の市道との重複路線を廃止するものでございまして、1路線でございます。

それから、市道路線の廃止理由の3点目といたしましては、国・県・市の改良に伴い分断され、市道としての機能を有しなくなった路線の廃止でございまして、これが5路線でございます。

109ページから113ページにかけましては、先ほど申し上げました1点目の太田地区の見直しによる路線廃止位置図、並びに2点目申し上げました他市市道との重複による位置図でございます。

114ページでございますが、114ページは路線廃止図でございます。市道1311号線につきましては、上土木内町、日立市神田町におきまして、日立市道と重複しておりますことから、日立市との協議によりまして今回廃止するものでございます。その他につきましては、それぞれの廃止図でございます。

115ページから165ページまでがそれぞれの廃止図となっております。

166ページまでくくっていただきまして、166ページから173ページにかけましては、先ほどの廃止理由の3点目でございます。国・県・市の改良に伴い路線廃止するものの位置図及びその廃止図でございます。金砂郷の分、それから水府の分と、それから里美の分となっております。

続きまして、174ページをお開き願います。議案第49号常陸太田市道路線の変更についてでございます。常陸太田市道路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。平成22年9月7日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、道路改良工事及び路線の見直し等に伴い、市道路線を変更するものでございます。

175ページから182ページにかけまして、市道路線変更となります48路線の路線名、新旧の起点、終点、幅員、延長を記載してございます。この市道路線変更による差し引き延長距離は8,864メートルの減となっております。

市道路線変更理由の1点目といたしましては、先ほど太田地区の全体的な市道路線の見直しと言いましたけれども、その見直しによりまして路線変更をするものでございます。内容といたしましては、道路幅員が狭く、市民の日常生活に利用されていない区間につきまして現地調査を行い、路線変更を行うものでございます。

市道路線変更理由の2点目といたしましては、道路改良に伴う市道路線の変更でございます。

183ページから188ページにかけましては、太田地区の市道路線見直しによる路線変更の位置図でございます。

その後の189ページから231ページにかけましては、この位置図にあります各路線を示した市道路線の変更図でございます。なお、金砂郷地区、水府地区、里美地区につきましても、今後、市道路線の見直しによる路線変更を行ってまいる予定でございます。

132ページまでくくっていただきまして、132ページから135ページにかけては、金砂郷地区、水府地区、里美地区の道路改良に伴う市道路線変更の位置図、そして変更図でございます。

続きまして、236ページをお開きいただきます。議案第50号常陸太田市道路線の認定についてでございます。常陸太田市道路線を認定したいので、道路法8条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。平成22年9月7日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、道路整備及び住宅団地造成による移管等に伴いまして、市道路線として認定するものでございます。

237ページをごらんいただきます。新たに認定する路線名、起点、終点、幅員、延長を記載してございます。5路線、延長距離で2,454メートルとなっております。

238ページから242ページにかけては、太田地区の市道路線認定位置図及び認定図でございます。

243ページと244ページは、金砂郷地区の市道路線認定位置図及び認定図でございます。その後の245ページと246ページは、里美地区の市道路線認定位置図と認定図でございます。以上でございます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

日程第4 議案第51号ないし議案第62号

議長（茅根猛君） 次、日程第4、議案第51号平成21年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第52号平成21年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号平成21年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号平成21年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号平成21年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号平成21年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号平成21年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号平成21年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号平成21年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号平成21年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号平成21年度常陸太田市水道事業会計決算認定について、議案第62号平成21年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について、以上12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 岡部芳雄君登壇〕

会計管理者（岡部芳雄君） 平成21年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、提案者にかわりご説明申し上げます。

決算書1ページをお開き願います。議案第51号から議案第60号平成21年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、

平成21年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を添えて議会の認定に付する。平成22年9月7日提出，市長名。

5ページをお開き願います。議案第51号平成21年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は249億3,515万6,305円で，予算額に対します収入率は93.4%でございます。歳出決算額は239億142万829円で，予算額に対します歳出の執行率は89.5%でございます。歳入歳出差引残額は10億3,373万5,476円。この内訳を申し上げますと，7億578万5,296円が翌年度への繰越額，また3億2,795万180円は，繰越明許費の一般財源分でございます。事故繰越はございません。

説明欄をごらんください。歳入でございますが，歳入予算額は266億9,222万9,178円，調定額が257億5,854万2,306円で，予算額に対します調定率は96.5%でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額2,573万4,526円のうち，地方税法の規定に基づき，該当する市税の滞納分を処分した金額は2,440万3,726円でございます。また，児童福祉費負担金133万800円につきましては，保育所入所児童の保育料で，地方税の滞納証処分の例により欠損処分をしたものでございます。収入未済歳入額7億9,765万1,475円の主なものは，市税，市営住宅使用料及び諸収入等の未納分でございます。

次に，歳出でございますが，歳出予算額は歳入予算額と同額，支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。繰越明許費が21億6,700万5,180円。これは土木費，教育費，農林水産業費等34事業の繰り越し事業費分でございます。不用額6億2,380万3,169円の主な費用は，民生費，衛生費，土木費，教育費等でございます。

ただいまご説明いたしました内容の款項別明細が6ページから15ページに，また，地方自治法施行令第166条第2項に基づきます説明資料としての事項別明細書が76ページから347ページに，実質収支に関する調書が348ページに，財産に関する調書が504ページから510ページに記載されておりますので，それぞれごらんをいただきたいと思います。

なお，これからご説明申し上げます各特別会計決算書説明欄の収入済歳入額，歳出予算額，支出済歳出額につきましては，一般会計と同様の説明となりますので省略をさせていただきます。

17ページをお開き願います。議案第52号平成21年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が62億8,065万9,547円，予算額に対します収入率は103.6%でございます。また，歳出決算額が57億7,905万1,742円で，予算額に対します歳出の執行率は95.3%でございます。歳入歳出差引残額5億160万7,805円は，すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが，歳入予算額は60億6,399万7,000円，調定額が67億237万5,512円で，予算額に対します調定率は110.5%でございます。不納欠損額3,311万6,513円は，地方税法の規定に基づき，該当する保険税滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額3億8,859万9,452円は，保険税の未納分ござい

ます。

次に、歳出でございますが、不用額2億8,494万5,258円の主な費目は、保険給付費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が18ページから23ページに、事項別明細書が350ページから387ページに、実質収支に関する調書が388ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、25ページをお開き願ひます。議案第53号平成21年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が6,310万9,537円で、予算額に対します収入率は102.5%でございます。また、歳出決算額が5,142万6,120円で、予算額に対します歳出の執行率は83.5%でございます。歳入歳出差引残額1,168万3,417円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は6,155万7,000円、調定額が6,310万9,537円で、予算額に対します調定率は102.5%でございます。不納欠損額及び収入未済歳入額はございません。

次に、歳出でございますが、不用額1,013万880円の主な費目は、医療諸費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が26ページから29ページに、事項別明細書が390ページから397ページに、実質収支に関する調書が398ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、31ページをお開き願ひます。議案第54号平成21年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が5億5,748万3,200円で、予算額に対します収入率は90.5%でございます。また、歳出決算額が5億5,524万9,512円で、予算額に対します歳出の執行率は90.1%でございます。歳入歳出差引残額223万3,688円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は6億1,592万5,000円、調定額が5億5,965万1,300円で、予算額に対します調定率は90.9%でございます。不納欠損額はございません。収入未済歳入額216万8,100円は保険料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、不用額6,067万5,488円の主な費目は、広域連合納付金でございます。

なお、款項別明細が32ページから35ページに、事項別明細書が400ページから407ページに、実質収支に関する調書が408ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、37ページをお開き願ひます。議案第55号平成21年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が42億7,478万5,480円で、予算額に対します収入率は98.1%でございます。また、歳出決算額が41億8,436万2,519円で、予算額に対します歳出の執行率は96.

0%でございます。歳入歳出差引残額9,042万2,961円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は43億5,776万5,000円、調定額が42億8,937万9,880円で、予算額に対します調定率は98.4%でございます。不納欠損額400万7,600円は、介護保険法の規定に基づき、該当する保険料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額1,058万6,800円は、保険料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、不用額1億7,340万2,481円の主な費目は、保険給付費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が38ページから41ページに、事項別明細書が410ページから443ページに、実質収支に関する調書が444ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、43ページをお開き願います。議案第56号平成21年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が19億3,564万4,826円で、予算額に対します収入率は100.8%でございます。また、歳出決算額が18億9,532万7,972円で、予算額に対します歳出の執行率は98.7%でございます。歳入歳出差引残額は4,031万6,854円。内訳を申し上げますと、4,004万6,854円が翌年度へ繰り越す額であり、27万円は繰越明許費の一般財源分でございます。事故繰越はございません。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は19億2,030万3,000円、調定額が20億1,483万1,769円で、予算額に対します調定率は104.9%でございます。不納欠損額16万6,453円は、地方自治法の規定に基づき、該当する使用料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額7,902万490円は、受益者負担金及び使用料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、繰越明許費427万円は、繰越事業費1件分でございます。不用額2,070万5,028円の主な費目は事業費等でございます。

なお、款項別明細が44ページから47ページに、事項別明細書が446ページから459ページに、実質収支に関する調書が460ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、49ページをお開き願います。議案第57号平成21年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が8億4,882万693円で、予算額に対します収入率は98.1%でございます。また、歳出決算額が8億1,916万3,375円で、予算額に対します歳出の執行率は94.7%でございます。歳入歳出差引残額は2,965万7,318円。内訳を申し上げますと、2,805万7,318円が翌年度へ繰り越す額であり、160万円は繰越明許費の一般財源分でございます。事故繰越はございません。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は8億6,484万2,000円、調

定額が8億6,231万4,085円で、予算額に対します調定率は99.7%でございます。不納欠損額はございません。収入未済歳入額1,349万3,392円は、受益者負担金及び使用料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、繰越明許費3,160万円は、繰越事業費1件分でございます。不用額1,407万8,625円の主な費目は、事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が50ページから53ページに、事項別明細書が462ページから473ページに、実質収支に関する調書が474ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、55ページをお開き願ひます。議案第58号平成21年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が1億4,418万7,107円で、予算額に対します収入率は103.7%でございます。また、歳出決算額が1億3,518万5,006円で、予算額に対します歳出の執行率は97.2%でございます。歳入歳出差引残額900万2,101円は、すべて翌年度へ繰り越す額であります。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は1億3,907万2,000円、調定額が1億4,432万6,997円で、予算額に対します調定率は103.8%でございます。不納欠損額はございません。収入未済歳入額13万9,890円は使用料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、不用額388万6,994円の主な費目は事業費等でございます。

なお、款項別明細が56ページから59ページに、事項別明細書が476ページから483ページに、実質収支に関する調書が484ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、61ページをお開き願ひます。議案第59号平成21年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が5億3,275万5,163円で、予算額に対します収入率は102.6%でございます。また、歳出決算額が5億1,017万307円で、予算額に対します歳出の執行率は98.2%でございます。歳入歳出差引残額2,258万4,856円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は5億1,932万6,000円、調定額が5億3,752万3,594円で、予算額に対します調定率は103.5%でございます。不納欠損額14万2,478円は、地方自治法の規定に基づき、該当した使用料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額462万5,953円は使用料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、不用額915万5,693円の主な費目は事業費等でございます。

なお、款項別明細が62ページから65ページに、事項別明細書が486ページから495ページに、実質収支に関する調書が496ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、67ページをお開き願ひます。議案第60号平成21年度常陸太田市宅地分譲事業特別

会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額が319万2,875円で、予算額に対します収入率は100.0%でございます。また、歳出決算額が73万9,638円で、予算額に対します歳出の執行率は23.2%でございます。歳入歳出差引残額245万3,237円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は319万3,000円、調定額が319万2,875円で、予算額に対します調定率は100.0%でございます。不納欠損額及び収入未済歳入額はございません。

次に、歳出でございますが、不用額245万3,362円の費目は、事業費及び予備費でございます。

なお、款項別明細が68ページから71ページに、事項別明細書が498ページから501ページに、実質収支に関する調書が502ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、地方自治法第233条第5項の規定により、提出が求められております各会計主要な施策の成果を説明する書類につきましては、別冊「平成21年度決算に係る主要な施策の成果報告書」をご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 水道部長。

〔水道部長 大和田猛君登壇〕

水道部長（大和田猛君） 議案第61号及び議案第62号につきまして、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

平成21年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成21年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成22年9月7日提出、市長名。

初めに、議案第61号平成21年度常陸太田市水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成21年度常陸太田市水道事業決算報告書、収益的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款水道事業収益の予算額は11億164万4,000円でございます。決算額は10億5,802万8,105円となりました。これは予算額に対し、収入割合で96%となっております。

2ページに参りまして、支出でございますが、第1款水道事業費用の予算額は10億6,958万6,000円でございます。決算額は10億3,889万3,042円となりました。これは予算額に対し、97.1%の執行率となっております。

次に、3ページの資本的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款資本的収入の予算額は6億1,583万9,000円でございます。決算額は6億1,489万8,845円となりました。これは予算額に対し、収入割合で99.8%となっております。

次に、4ページに参りまして支出でございますが、第1款資本的支出の予算額は10億8,15

7万5,000円でございます。決算額は10億3,488万4,310円となりました。これは予算額に対し、95.7%の執行率となっております。

なお、欄外に記してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億1,998万5,465円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,850万1,150円、建設改良積立金1億円及び過年度分損益勘定留保資金2億9,148万4,315円で補てんをいたしました。

次に、5ページに移りまして、平成21年度常陸太田市水道事業（常陸太田地区損益計算書）につきましてご説明申し上げます。

初めに1の営業収益でございますが、(1)の給水収益から(3)の収益を合わせ、6億2,658万3,874円でございます。2の営業費用は、(1)原水及び浄水費から(7)のその他営業費用までを合わせ、5億6,718万1,527円でございます。したがって、営業収支では、営業利益5,940万2,347円の計上となっております。

次に、6ページに参りまして、3の営業外収益でございますが、(1)から(3)の収益を合わせ、3,955万7,995円でございます。4の営業外費用でございますが、(1)、(2)の費用を合わせ、1億541万1,928円でございます。したがって、営業外収支では、マイナスの6,585万3,933円となっております。

なお、先ほど申し上げました営業利益からこの額を差し引いた経常損失は、645万1,586円となったわけでございます。5の特別利益、6の特別損失はございませんので、当年度における純損失は645万1,586円の計上となっております。

なお、前年度繰越利益剰余金が1億2,088万4,470円でございますので、当年度の純損失を差し引いた当年度未処分利益剰余金は、1億1,443万2,884円となりました。

7ページから9ページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、10ページをお開きください。平成21年度常陸太田市水道事業（常陸太田地区剰余金処分計算書（案））についてご説明申し上げます。

先ほど、損益計算書によりご説明申し上げましたが、当年度未処分利益剰余金が1億1,443万2,884円となっております。利益剰余金の処分額は、減債積立金、建設改良積立金ともにございません。したがって、利益剰余金処分後の翌年度繰越利益剰余金は1億1,443万2,884円でございます。

11ページから14ページまでの貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、15ページをお開きください。平成21年度常陸太田市水道事業（金砂郷地区損益計算書）につきましてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の給水収益から(3)のその他営業収益を合わせ、2億3,020万7,823円でございます。2の営業費用でございますが、(1)から(7)までの費用を合わせ、2億8,386万8,033円でございます。したがって、営業収支では、営業損失の5,366万210円となっております。

次に、16ページに参りまして、3の営業外収益でございますが、(1)から(3)の収益を合

わせ、1億1,809万6,244円でございます。4の営業外費用でございますが、(1)と(2)の費用を合わせ、6,267万8,260円でございます。したがって、営業外収支では5,541万7,984円の利益となっております。

なお、先ほど申し上げました営業損失を差し引いた経常利益は175万7,774円となりました。5の特別利益、6の特別損失ともございませんので、当年度における純利益は175万7,774円の計上となりました。

なお、前年度繰越欠損金が4,403万7,387円でございますので、当年度未処理欠損金は、純利益を差し引いた4,227万9,613円となりました。

次の剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、19ページをお開きください。平成21年度常陸太田市水道事業(金砂郷地区欠損金処理計算書(案))につきましてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書の中でご説明いたしました当年度未処理欠損金が4,227万9,613円となっております。この処分として同額を翌年度繰越欠損金とするものでございます。

20ページから23ページまでの貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

25ページから53ページまで決算附属資料がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議案第62号平成21年度常陸太田市工業用水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

55ページをお開きください。平成21年度常陸太田市工業用水道事業決算報告書、収益的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款工業用水道事業収益の予算額は、1億393万3,000円でございます。決算額は9,608万8,109円でございます。これは予算額に対し、92.5%の収入率となっております。

次に、56ページの支出でございますが、第1款工業用水道事業費用の予算額は8,896万円でございます。決算額は8,046万5,583円となりました。これは予算額に対し、90.5%の執行率となっております。

次に、資本的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款資本的収入の予算額は2,200万円でございます。決算額も同額の2,200万円で100%の収入率となっております。

次に、58ページの支出でございますが、第1款資本的支出の予算額は、7,880万8,000円でございます。決算額は7,787万4,954円となりました。これは予算額に対し、98.8%の執行率となっております。

なお、欄外に記してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,587万4,954円は、過年度分損益勘定留保資金1,625万7,660円及び当年度分損益勘定留保資金3,961万7,294円で補てんをいたしました。

次に、59ページの平成21年度常陸太田市工業用水道事業(常陸太田損益計算書)についてご説明申し上げます。

1の営業収益は4,857万8,490円でございます。2の営業費用は、(1)から(4)まで

の費用を合わせ、6,887万4,583円でございます。したがって、営業収支では営業損失の2,029万6,093円の計上となっております。3の営業外収益でございますが、(1)から(4)の収益を合わせ、4,388万1,066円でございます。4の営業外費用は828万146円で、営業外収支では3,560万920円のプラスとなっております。

この額から、先ほどご説明いたしました営業損失を差し引いた経常利益は1,530万4,827円の計上でございます。特別利益、特別損失はともございませんので、当年度の純利益は1,530万4,827円でございます。

なお、前年度からの繰越欠損金が7,684万8,045円でございますので、当年度の未処理欠損金は6,154万3,218円となりました。

次のページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

61ページをお開きください。平成21年度常陸太田市工業用水道事業(常陸太田欠損金処理計算書(案))についてご説明申し上げます。

先ほど、損益計算書によりご説明申し上げました当年度未処理欠損金が6,154万3,218円となっております。この欠損金の処理につきましては、全額を繰越欠損金として翌年度へ繰り越すものでございます。次の貸借対照表につきましては説明を省略させていただきます。

次に、63ページをお開きください。平成21年度常陸太田市工業用水道事業(金砂郷損益計算書)についてご説明申し上げます。

営業収益ですが、給水事業所がございませんので、1の営業収益、2の営業費用ともございません。3の営業外収益につきましては、預金利子の31万7,576円のみ計上となっております。4の営業外費用はございませんので、営業外収支では31万7,576円のプラスとなっております。したがって、経常利益は31万7,576円となりました。

なお、前年度の繰越利益剰余金が73万8,541円でございますので、当年度の未処分利益剰余金は105万6,117円となりました。

次の剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、65ページをお開きください。平成21年度常陸太田市工業用水道事業(金砂郷剰余金処分計算書(案))についてご説明申し上げます。

先ほど、損益計算書によりご説明申し上げました今年度の未処分利益剰余金105万6,117円を全額翌年度へ繰越利益剰余金とするものでございます。

次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。67ページから決算附属書類がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第61号平成21年度常陸太田市水道事業会計決算及び議案第62号平成21年度常陸太田市工業用水道事業会計決算につきまして説明を終了させていただきます。

議長(茅根猛君) 説明は終わりました。

この際、監査委員より決算審査の結果について、報告を求めます。中村監査委員。

〔監査委員 中村弘君登壇〕

監査委員(中村弘君) 議長のご指名によりまして、平成21年度決算審査の経過と結果につ

いてご報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況について申し上げます。この決算審査はご承知のように、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づいて行ったわけでございます。

審査の対象といたしましては、決算及び書類は、お手元の審査意見書の1ページに3つのグループにわけて記載してございます。

その1は、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算でございます。その内容は、平成21年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計、簡易水道特別会計、宅地分譲事業特別会計、以上、9つの特別会計の歳入歳出決算で、合わせて10件でございます。

第2は、政令で定める書類で3件でございます。一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算事項別明細書と実質収支に関する調書、そして財産に関する調書でございます。

第3は、基金運用状況を示す書類で、奨学基金、土地開発基金、用品調達基金、肉食牛特別導入事業基金、印紙等購入基金、5つの基金でございます。

審査は、去る7月8日から8月5日までに行いました。審査に当たりましては、平成21年度常陸太田市一般会計及び各特別会計の決算書並びに政令で定める書類等について、関係諸庁ごと諸書類の審査を定期監査あるいは例月現金出納検査等の結果を参考としながら、決算計数の正確さ及び収入支出の合理性の確認を行い、あわせて関係各課職員の説明を聴取して審査を行いました。

また、基金運用状況については、基金運用状況調書と関係諸帳簿により、決算書及び政令に定められた書類の審査に準じて審査を行いました。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、政令で定める書類及び基金の運用状況を示す書類は、いずれも関係法令を遵守して作成されており、計数は関係諸庁ごと諸書類を照査した結果、それぞれ符合しており正確であることを認めました。また、予算の執行につきましては、適正なものであることを認め次第でございます。詳細につきましては、審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、水道事業会計及び工業用水事業会計の決算審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

これは、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づいて行う審査でございます。審査は、去る7月5日から7月20日までに行いました。審査いたしました書類は、決算書類として決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、決算金処理計算書、貸借対照表、さらに決算附属書類といたしまして事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書でございます。これが地方公営企業法、その他の関係法令に遵守して適正に作成されているかどうか、企業の経営成績及び財政状況が適正に表示されているかどうかについて審査したわけでございます。その結果、審査に付された決算報告書、財務諸表、その他の書類は、地方公益企業会計法令に基づいて作成されて、かつ計数は正確で各企業の経営成績及び財政状況は適正に表示されてい

ることを認めた次第でございます。詳細につきましては、審査意見書をごらんいただきたいと思います
います。

以上で、簡単ではございますがご報告申し上げます。

議長（茅根猛君） 報告は終わりました。

日程第5 議案第63号ないし議案第73号

議長（茅根猛君） 次、日程第5、議案第63号平成22年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、議案第64号平成22年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第65号平成22年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、議案第66号平成22年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第67号平成22年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第68号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第69号平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第70号平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第71号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第72号平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第73号平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは説明をさせていただきます。

別冊横長のつづり、1ページをお開きいただきます。議案第63号平成22年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）でございます。平成22年度常陸太田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,330万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億5,818万6,000円とする。第2条が地方債の補正でございます。平成22年9月7日提出、市長名。

主な内容につきまして、事項別明細により説明いたします。

8ページをお開きいただきます。歳入でございます。14款2項1目土木費国庫補助金につきましては、太陽光発電設備等設置事業の財源として、地域住宅交付金225万円を見込んだものでございます。

15款2項5目商工費県補助金1,485万1,000円の補正につきましては、重点分野雇用創造事業に伴うもの、教育費県補助金118万6,000円につきましては、原子力エネルギー教育支援事業の財源とするものでございます。

18款1項3目介護保険特別会計繰入金2,858万6,000円につきましては、前年度繰出金の精算によるもの、2項1目財政調整基金繰入金4,244万8,000円の減額であります。繰越金の増額などによりまして財源が確保できたことから、財政調整基金からの繰り入れを減額す

るものでございます。

9ページに参りまして、19款1項1目繰越金4億578万5,000円につきましては、前年度決算の確定に基づくものでございます。

20款4項3目雑入でございますが、観光地魅力アップセミナー開催事業の財源として25万円、地域再生環境整備事業の財源として180万円を見込んでおります。

21款市債の補正につきましては、事業統合に伴う水道会計出資金の財源として、合併特例債1億6,330万円を計上いたしました。

歳出は10ページからでございます。

給料職員手当等共済費につきまして、職員の定期人事異動に伴い、各費目ごとに計上いたしました。また、これらに伴いまして各特別会計への繰出金の補正を計上しております。

2款1項3目財政管理費の積立金でございますが、地方財政法に基づく歳計剰余金の積み立てとして、前年度実績収支の2分の1であります3億5,289万3,000円を積み立てるものでございます。

5目財産管理費225万3,000円につきましては、旧保健所の空調機器を改修するものでございます。

11ページに参りまして、15目複合型交流拠点施設整備費の補正でございますが、複合型交流施設開設に伴う先進地調査費、それから、重点分野雇用創出事業を活用した農産物等加工品基礎調査費710万3,000円を計上してございます。16目諸費221万5,000円の補正につきましても重点分野雇用創出事業を活用して、市内の空き家の実態調査を行うものでございます。

16ページをお開きいただきます。4款1項6目保健センターの管理費の補正でございますが、保健センター解体工事の契約の確定に伴い、1,400万2,000円を減額計上いたしました。7目環境衛生費におきましては、太陽光発電設備等設置費補助金の不足分1,000万円を追加するとともに、上水道統合事業に伴う出資金1億6,070万円を増額計上いたしました。これにつきましては、水道事業債を交付税措置のある合併特例事業債に振り替え、一般会計より出資するものでございます。

18ページをお開きいただきます。商工総務費につきましては、観光物産会館開設に伴う消耗品費、修繕料、電気設備改修工事等を計上しております。4目観光費887万6,000円の補正でございますが、重点分野雇用創出事業を活用した観光施設のサービス向上事業、指定管理施設における地産地消推進事業、ふるさと財団の財源を活用した地域特産品の開発業務などを計上いたしました。

21ページをお開きいただきます。9款1項3目118万6,000円の補正につきましては、原子力エネルギー教育に活用する理科教育用備品を購入するものでございます。小学校費、中学校費の修繕料は、小学校6校、中学校3校のベランダの修繕を行うもの、小学校費の工事請負費は、小里小学校の相撲場を解体するものでございます。

22ページをお開きいただきます。5項3目文化振興費でございますが、19節のうち、国の重要文化財保存整備補助金878万8,000円につきましては、水戸徳川家墓所保存整備に伴う

もの、県指定文化財整備費補助金160万円につきましては、西山荘御文庫改修事業に伴うものでございます。また、23ページの資料館費において、旧法務局の土地建物購入費として852万円を計上しております。

5ページにお戻りいただきたいと思いますが、地方債の補正でございます。水道事業出資金の財源として、合併特例事業債の増額により限度額合計を24億9,990万円に増額するものでございます。

続きまして、議案第64号平成22年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,490万9,000円とする。平成22年9月7日提出、市長名。

今回の補正予算には、各事業に係る拠出金や納付金等の額の確定、それから平成21年度決算に伴う繰り越しや繰り入れ、基金積み立てなどに係る補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。9款の繰入金でございますが、1項1目の一般会計繰入金につきましては、職員の異動などによる減でございます。また、2項の支払準備基金繰入金につきましては、歳入歳出の予算調整によるものでございます。

第10款の繰越金につきましては、平成21年度決算に伴うものでございます。

7ページの歳出でございます。1款の総務費につきましては、職員の異動などによるものでございます。

3款の後期高齢者支援金等から8ページの6款の介護納付金までにつきましては、それぞれ額の確定に伴う補正でございます。

9ページをお開きいただきますが、第9款の基金積立金につきましては、平成21年度決算繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、議案第65号平成22年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ833万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,271万7,000円とする。平成22年9月7日提出、市長名。

今回の補正予算は、平成21年度におきます老人保健医療交付金の確定及び決算繰り越しなどに係る補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

第5款の繰越金でございますが、平成21年度決算に伴うものでございます。

7ページに歳出がございます。2款の諸支出金ですが、平成21年度支払基金交付金の確定、精算により返還金が発生したことによるものでございます。

3款の予備費でございますが、歳入歳出予算調整に伴う補正でございます。

続きまして、議案第66号平成22年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ369万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,722万6,000円とする。平成22

年9月7日提出，市長名。

今回の補正予算は，職員の異動や平成21年度決算に伴う繰り越しなどに係る補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

第3款の繰入金ですが，職員の異動などによる減でございます。

4款の繰越金につきましては，平成21年度決算に伴うものでございます。

7ページをお開きいただきます。歳出でございます。

第1款の総務費につきましては，職員の異動などによるものでございます。

第4款の予備費ですが，歳入歳出予算調整に伴う補正でございます。

続きまして，議案第67号平成22年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。第1条，事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,472万1,000円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,549万7,000円とするものでございます。平成22年9月7日提出，市長名。

6ページからの事項別明細でご説明いたします。歳入でございますが，3款1項1目の介護給付費負担金から7款1項2目の地域支援事業繰入金につきましては，保険給付費及び地域支援事業費の増額補正に伴うものでございます。

続きまして，7ページをお開きいただきまして，7款1項4目のその他一般会計繰入金につきましては，職員の異動に伴う減額補正でございます。

その下，7款2項1目の支払準備基金繰入金につきましては，繰越金確定等に伴う減額補正でございます。

8款の繰越金につきましては，平成21年度決算に伴う増額補正でございます。

続きまして，8ページをお開きいただきまして歳入でございますが，1款1項1目一般管理費及び3項1目の介護認定審査会費につきましては，職員の異動等によるもの，2項1目の賦課徴収費につきましては，収納管理システム電算委託料の契約差金によるものでございます。

9ページをお開き願います。1款3項2目の認定調査等費でございますけれども，認定調査員の社会保険料の改定に伴うものでございます。

2款1項5目及び2項4目の住宅改修費，さらに2款5項1目の高額医療合算介護サービス等費につきましては，それぞれ支給件数が当初予算を上回る見込みであることによるものです。

また，4款1項1目の介護予防事業特定高齢者施策事業費につきましては，機能訓練送迎委託料の運行回数が当初予算を上回る見込みであることによるものです。

10ページをお開きいただきます。8款1項償還金及びその下の8款2項1目の一般会計繰出金につきましては，平成21年度決算に伴う精算によるものでございます。

続きまして，議案第68号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307万1,000円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,894万1,000円とする。平成22年

9月7日提出，市長名でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。6款の一般会計からの繰入金ですが，職員共済組合負担金の増，水道とのシステム統合に伴う使用料，受益者負担金システムデータ移行費用の増及び消費税納税額の増等によるものでございます。

7ページに歳出がございます。公共下水道費につきましては，水道とのシステム統合に伴う使用料，受益者負担金システムデータ移行費用の増及び消費税納税額の増でございます。特環下水道費につきましては，職員手当及び職員共済組合負担金の増でございます。

続きまして，議案第69号でございます。平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万5,000円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,345万8,000円とする。平成22年9月7日提出，市長名でございます。

6ページの事項別明細歳入で説明をさせていただきます。職員の異動等に伴う職員手当等の減によりまして，一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

7ページの歳出でございますが，職員異動に伴う職員手当等の減でございます。

続きまして，議案第70号平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,610万4,000円とする。平成22年9月7日提出，市長名でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。職員共済組合負担金の増によりまして，一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

7ページに歳出がございます。職員共済組合負担金の増でございます。

続きまして，議案第71号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。第1条，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ699万2,000円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,035万1,000円とするものでございます。平成22年9月7日提出，市長名でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが，3款の繰入金につきましては，歳出における事業費の減により，699万2,000円を減額するものでございます。

7ページの歳出でございますが，一般管理費699万2,000円の減額，職員の異動等に伴う減額補正でございます。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 水道部長。

〔水道部長 大和田猛君登壇〕

水道部長（大和田猛君） 議案第72号平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第1号),第1条,総則ですが,平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第1号)は,次に定めるところによる。第2条,収益的収入及び支出の補正でございますが,第1款水道事業収益補正予算額400万円を減額し,10億8,183万8,000円とするものでございます。資本的収入及び支出の補正でございますが,第3条,第1款資本的収入補正予算額1億130万円減額し,2億4,385万円とするものでございます。

次,2ページの企業債の補正でございますが,第4条水源及び送排水施設建設事業3億4,515万円を2億4,385万円に改めるものでございます。第5条,議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが,補正額が83万4,000円の減額をし,1億7,205万7,000円とするものでございます。平成22年9月7日提出,市長名でございます。

次に,議案第73号平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号),総則でございますが,平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。第2条,収益的収入及び支出の補正でございますが,第1款工業用水道事業費用補正予算額146万2,000円減額し,8,131万円とするものでございます。第3条が議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正,職員給与費でございますが,補正予算額133万3,000円を減額し,1,434万9,000円とするものでございます。平成22年9月7日提出,市長名でございます。

次,2ページになりますが,平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算実施計画収益的収入及び支出でございます。第1款工業用水道事業費1項の営業費目費用,4目の総係費補正予算額が146万2,000円を減額し,1,660万円とするものでございます。

次のページ,平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算資金計画書,補正予算給与明細書につきましては,ごらんをいただきたいと思います。

以上で,議案第72号平成22年度常陸太田市工業用水道会計補正予算(第1号),議案第73号平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について説明を終わります。

議長(茅根猛君) 以上で説明は終わりました。

議長(茅根猛君) 水道部長,訂正をお願いします。

水道部長(大和田猛君) 大変失礼いたしました。議案第72号平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第1号)の中,2ページになりますが,第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正ということで,補正予算額83万4,000円を「減額」とご説明いたしましたが,「増額」と訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

議長(茅根猛君) 以上で,本日の議事は議了いたしました。

次回は,9月9日,定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時13分散会